

市政五本の柱

- こどもとお年よりを大切にする市政
- 市民性を高める教育文化の向上
- 住みよい環境で明るいまちづくり
- 産業の振興で豊かなまちづくり
- 桜島と錦江湾を結ぶ観光都市づくり

みんなで考えよう

鴨池陸上競技場処分問題

今日まで論議されてきた市営鴨池陸上競技場処分問題は、去る五月二十二日の臨時市議会で否決されました。しかしこのことは、与次郎ヶ浜の埋立事業や太陽国体の実施にもなつて確認されてきた従来のいきさつと矛盾する結果となつたのです。鴨池運動場の処分は与次郎ヶ浜の埋立事業や太陽国体との深い関連により、昭和四十三年市の話し合いで、国体終了後廃止することに決められていたものです。つまり、市営運動競技場にかわるものが、目の前の新しい市有地の上につくられるというので、市営競技場は廃止するということがなつたのです。そして、この方針にそつてすすめてきていたのです。処分案が否決されたことによつて、県に無償で貸与した五万九千坪の代償約十八億五千万円をどうするかという問題がおこりました。ここにあらためてこれまでのいきさつ、市当局の考え方をお知らせします。

競技場は 新しい市有地へ

市の鴨池運動施設について、昭和四十年九月議会において、現在の鴨池競技場は不十分なので、与次郎ヶ浜埋立

地に、これにかわる「新しい競技施設」をつくりかえるという方針が明らかにされてきました。

が、用地は市で用意してもらいたい」というものでした。そのとき市としては、五万九千坪の土地代を負担してもらおうと強く要請しましたが、県はほかの市町村との関係もあつて無理である。土地代を負担するようであれば、ほかの地域につくるということでした。ずい分話し合いがもたれましたが、結局市の県都としての立場、国体への協力、市民の利便など考え、やむをえず無償で貸与することになったのです。

その結果が昭和四十三年十月二十八日の覚書なのです。

この覚書は知事、市長、県体育協会長三者の署名で取りかわされています。その内容は次のようなものです。

一、市は県に対し、与次郎ヶ浜埋立地のうち約五万九千坪を国体関係運動施設用地として、無償で貸与する。

二、市の鴨池陸上競技場など諸施設は、国体終了後に廃止する。

これらの方針や覚書は市議会にも逐一報告し、了承をえてきました。

市はこの覚書に定められたとおり、埋立地におきかえられた鴨池競技場を国体終了後処分し、土地代にあてることを前提に、五万九千坪を県に無償で貸与したものです。

昨年、大成功をおさめた太陽国体のメインスタジアムはこの土地の上につくられているのです。

与次郎ヶ浜埋立事業

そこで与次郎ヶ浜の埋立事業を簡単に紹介しましょう

これは観光保養都市をめざす鹿児島市が、全国的にも類のない近代的な観光施設を開発して、「新しいかごしま」の顔をつくらうと達成をはじめたものです。投じた事業費百十三億円、すべて借入金(起債)によつてまかない、その返済はすべて土地を処分してあてることになっていました。

そこで県に無償貸与した埋立地五万九千坪の代りに鴨池運動施設が処分できなければその分だけ埋立事業会計に赤字を生じ、借入れた金が返せないことになりました。その金額が約十八億五千万円です。このようなことから当局としては、昨年の三月市議会に陸上競技場、野球場を売却する処分案を提案しました。

ほかに方策はないか

いろいろ検討したが、過去に決められていた方針と、その後の経過を考えた場合、やはり処分する以外に方法がない。運動場処分案はこうして本年三月市議会に再び提出されました。こんどは陸上競技場だけを処分し、野球場は残すことにしました。

このときも市議会では、処分以外に方法はないというが何らか残す方法があるのでないかということでも処分の議決を保留しました。しかし昭和四十八年度予算は可決されたのです。

県への相談

鴨池運動場を残せというなかに、無償で貸した五万九千坪との関連から「県は市にもっと力を貸すべきだ。また運動場は鹿児島市民だけでなく県民全体の財産だ」という声がありました。

市当局も市議会も、このような市民世論を支えに、再度五万九千坪を県で買取っても構わないか、それができなければ陸上競技場の三万七千平方米(一万一千坪)だけでも買取ってもらえないかなど、いろいろ相談してきました。

しかし、県としても財政的に困難であるし、また運動公園を鹿児島市だけに集中して設けることにも問題があると返

事を聞かせてもらえませんでした。そしてことしの一月二十五日県の正式な意向が伝えられました。その内容は「旧陸上競技場野球場および補助競技場は、国体会場として利用し、国体終了後はこれを廃止する」という既定方針に変わりはない。県市という公共団体が権威をもって結んだ覚書の内容を軽るがしく変更することは県の信頼関係を害する一というものでした。

市が県に貸している文化センターや体育館の敷地を県に買ってもらったら

一月二十五日の県の正式回答にもかかわらず、その後再度県の意向をただしたところ県の考へ方に変わりはないことがはっきりしました。

もっとも体育館の敷地はもとと交通局が買ったもので交通局の財政再建に必要な財産です。

太陽国体の主会場となつた与次郎ヶ浜の鴨池陸上競技場



▲現在の鴨池陸上競技場

鴨池陸上競技場処分問題

一面から つづく

また、文化センター敷地は約三千六百平方メートル（千坪）ありますが、もし仮にこれを買取ってもらっても十八億五千万円にはほど遠い金額です。

国際観光に売った埋立地を買戻して、時価で売れないか

鹿兒島国際観光株式会社は与次郎ヶ浜埋立地の観光開発をすすめるため、市が桜島町、報道機関、金融機関などの協力をえて設立した公共性の強い会社です。

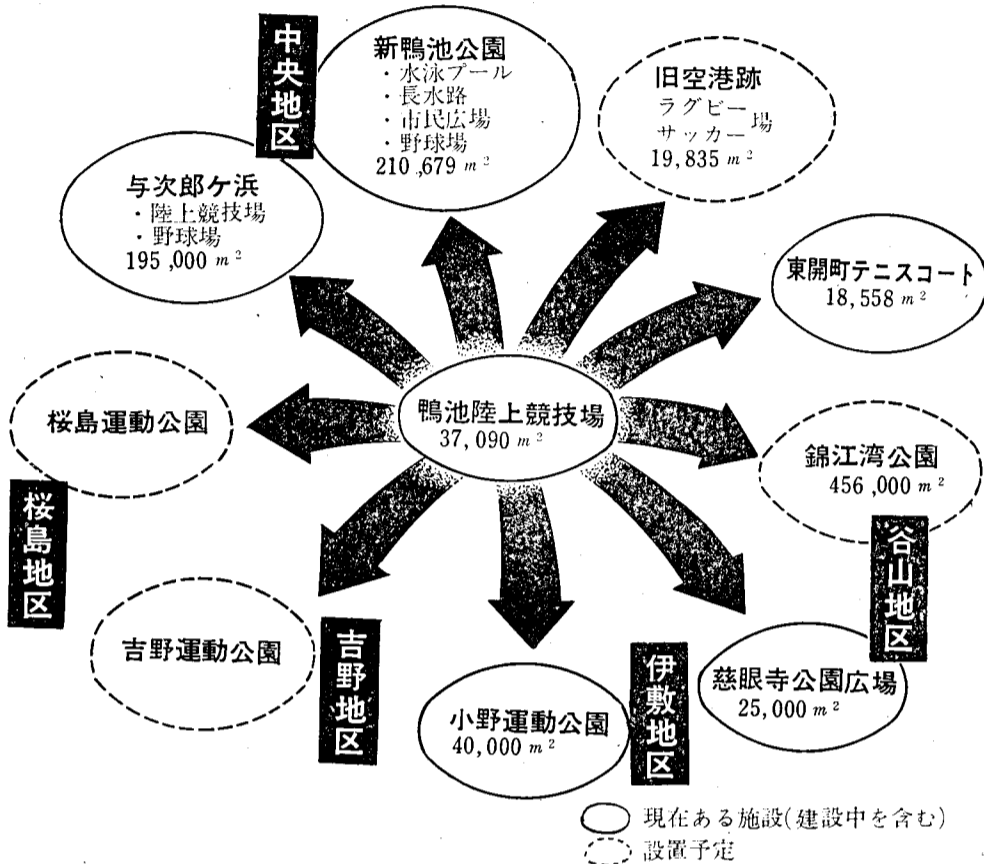
この会社に、与次郎ヶ浜観光開発の計画にもとづいてすでに売却し、代金も完済されている土地を、その後周辺の土地の価格があがったからといって返してもらい、市がこれを時価で売るとは、会社との信義に反するばかりでなく、与次郎ヶ浜の開発を阻害し、ひいては会社設立の目的をも自から踏みにじることにならないでしょうか。

鹿兒島国際観光株式会社は一般に売れる土地の価格は毎年市と協議し、少しでも安く定めるようになっていきます。与次郎ヶ浜によい企業を誘致し、りっぱな観光施設をつくってもらうため当然の策です。

埋立事業の借金返済をのばせないか（起債の繰のべ）

借金の返済をのばしてもうには、はっきりした理由と今度はいつ返すという目的がなければなりません。仮にの

一運動公園地域分散図一



○ 現在ある施設(建設中を含む)
○ 設置予定

ることが結果として、県に無償で貸与している与次郎ヶ浜埋立地の五万九千坪を、市民の税金で買うことになるという事です。

かわりに天保山公園や付近の児童公園を売ればよい

鴨池公園は運動公園です。天保山公園は風致公園なので、公園の廃止は、法律でこれに代わるべきものをつくらなければ認められません。それにしても薩英戦争ゆかりの砲台跡や、貴重な松林のある天保山公園を売ることには賛成がえられるでしょう。また周辺の八幡公園、古田

浜公園、騎射場公園、郡元公園、真砂公園などの面積をへらしたらよいという意見もあります。これは近隣公園であり、児童公園です。市民が朝晩もつとまじんでいる公園ではないでしょうか。

水中レストランは売れないか

水中レストランは、与次郎ヶ浜を魅力ある観光地としてさらに高めるため、埋立事業の一環としてつくられたものです。費用八億五千万円は国際観光に売却した土地代に含まれているもので、市費を投じたものではありません。

べき適当な財源がみあたらないければ一般会計から繰入れればよいという意見があります。このことは二号用地の固定資産税の場合と同じく、県に無償で貸与した五万九千坪を市が市民の税金で買うことにつながります。

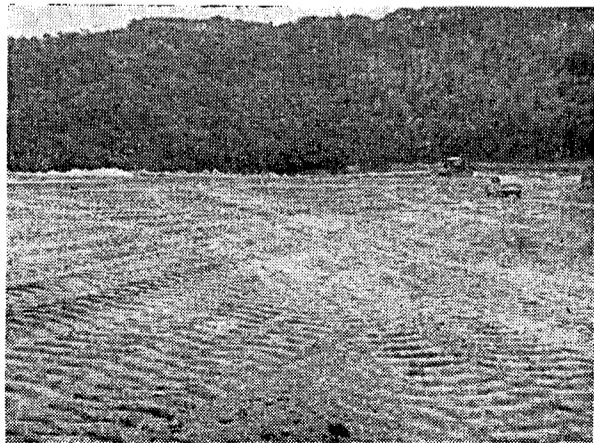
運動公園は地域へ分散 伊敷地区すでに着工

運動公園について市が終始一貫とってきた方針は「一人でも多くの市民が、できるだけ身近なところで、気がるに運動できるように」ということです。

市税でまかなえるでしょうか

これこそほんとうに市民の健康増進をねがい、体育振興をはかるいき方だと堅く信じているからです。

与次郎ヶ浜を中心にした新しい鴨池公園だけでも、これまでの鴨池公園の三倍近くになりました。そして運動公園は先ほどの「市民のためにできるだけ地域へ分散する」という方針にもとづいて、つぎつぎ計画が進められているのです。上の図をご覧ください。



建設工事が進められている小野運動公園

また昭和四十八年度の十三億三千万円もほとんど借入金返済(起債償還)として支払いを義務づけられているもので、そこで陸上競技場にかわる

も適当な候補地を選定中です。昨年開園した平川動物公園は、吉野公園とともにたくさんの市民によるこぼれており、この平川動物公園の前にも運動場をそなえた総合公園をつくる計画です。

空港跡地にはサッカー、ラグビー競技場用地として一万

九千八百平方メートル(五千九百坪)が予定されています。つまり太陽団体を契機に、運動公園の地域分散は着々とすすめられつつあります。

以上鴨池陸上競技場の処分案を提出しなければならなかった事情と、これまでの経過を説明してきました。おわかりのとおり処分案は否決されました。しかし予算はこの処分を前提として、昭和四十七年度も、昭和四十八年度も可決されているのです。

したがって市当局としてはこの予算を執行しなければならぬという立場にあります。しかしこの予算の財源となるべき鴨池陸上競技場処分については認められていないという事情にあることを充分ご理解いただきたいのです。